

○日野町特別支援教育就学奨励費支給規則

平成28年3月25日教委規則第2号

日野町特別支援教育就学奨励費支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日野町立の小学校および中学校（以下「町立学校」という。）の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）に在籍する児童および生徒（以下「児童等」という。）の保護者または町立学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等の保護者の経済的な負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費を支給する対象者は、町内に住所を有する者で、特別支援学級に在籍する児童等の保護者または町立学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等の保護者のうち、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が同号に規定する需要額の2.5倍未満の世帯に属するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助および日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則（平成28年日野町教育委員会規則第1号）の規定による就学援助を受けている者を除く。

(支給対象経費および支給額等)

第3条 支給対象経費および支給額等は、別表に定めるとおりとし、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）で定める額等を上限として毎年度日野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めるものとする。

(支給の申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会が指定する期日までに特別支援教育就学奨励費支給申請書（別記様式第1号）に、住所、氏名、個人番号等を記入し、必要書類を添えて、児童等が在籍する学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

(支給の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査の上、可否について申請者および学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 就学奨励費の支給は、保護者からの委任に基づき学校長を代理受領者として支払うものとし、当該代理受領した学校長は速やかに保護者に支給するものとする。

2 就学奨励費の支給は、原則として年3回、各学期に分けて支給する。

3 修学旅行費および校外活動費については、学校長からの児童生徒に係る実績報告に基づき行事があった学期末に支払うものとする。

4 学用品費、新入学児童・生徒学用品等および通学用品費については、保護者および学校長からの購入物品報告書に基づき、第3学期の末に支払うものとする。

(報告事項)

第7条 学校長および保護者は、年度の途中において対象児童等が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(1) 世帯の経済状況の好転等により受給の必要がなくなったとき。

(2) 町立学校の特別支援学級に在籍しなくなったとき。

2 第6条第4項に定める購入物品報告書は、1月30日までに教育委員会に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第8条 前条第1項に定める報告を受けたとき、または虚偽の申請により支給を受けていることが判明したときは、就学奨励費の支給決定を取り消し、既に支給した就学奨励費の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

支給対象経費	支給額等
職場実習交通費	保護者実費の1/2以内
交流学习交通費	保護者実費の1/2以内
修学旅行費	小学校 保護者実費の1/2以内 中学校 保護者実費の1/2以内

校外活動費	小学校 保護者実費の1/2以内 中学校 保護者実費の1/2以内
学用品費	小学校 保護者実費の1/2以内 中学校 保護者実費の1/2以内
新入学児童・生徒学用品等	小学校 保護者実費の1/2以内 中学校 保護者実費の1/2以内
通学用品費 (第1学年を除く)	小学校 保護者実費の1/2以内 中学校 保護者実費の1/2以内

別記様式第1号 (第4条関係)